

令和2年度
砂川市地域ブランド構築支援業務
公募要領

令和2年4月
砂川市

令和2年度砂川市地域ブランド構築支援業務公募要領

砂川市では「令和2年度砂川市地域ブランド構築支援業務」を実施する委託先（以下「管理事務局」という）を、以下の要領で広く募集します。

I. 地域ブランド構築支援業務について

1. 目的

中小企業者が大企業との間での市場競争に個社で勝ち抜くことは、経営資源等の差により非常に困難であり、中小企業の活性化のためには、様々な関係者にて、外貨を稼ぐことのできる地域ブランドを構築する必要があります。本事業は、令和元年度に構築した地域ブランドを磨き上げるとともに、その中心となる人材を育成することを目的とします。

本事業では当該目的を達成することのできる管理事務局を公募します。

2. 事業概要

砂川市は、公募により管理事務局を選定し、「令和元年度砂川市地域ブランド構築事業」にて構築された砂川の新たな地域ブランド「安心やすらぎ共和国 OASIS REPUBLIC-SUNAGAWA-BASE」について、管理事務局が全国的な地域ブランドとなるよう磨き上げを行います。

具体的な方法は、次の流れとなります。

- ①地域ブランドによる域内外での販売会・展示会等への出展
- ②展示会・販売会等で配布する地域ブランドや参加する事業者の紹介が掲載された紙媒体の広報資料の作成
- ③地域ブランドに関するPR用SNSの構築
- ④専門家による個別事業者及びブランド全体のフォローアップ
- ⑤地元事業者へのブランド運営ノウハウの移転

なお、令和3年度終了後において、砂川市内を中心とする中小企業者のチームが実施主体となり自走することができるように工夫して事業実施を行うこととします。

3. 目標

- 本事業で構築した地域ブランドに参画する事業者を今年度終了時に25者以上とします。
- 本事業で構築した地域ブランドにて、セレクトした商品を今年度終了時に25品以上とし、またセレクトした商品の2年後終了時（令和4年度終了時）の売上を令和元年度比1.5倍とします。

II. 委託する業務の内容

(1) 事業全体の計画の設計

砂川市が平成29年度及び平成30年度に取り組んできた「チーム“SUNAGAWA” 団結セミナー・ワークショップ」、令和元年度に取り組んできた「チーム“SUNAGAWA”ブランディングプロジェクト（砂川市地域ブランド構築事業）」の実施内容を踏まえて、事業全体の計画を

作成してください。特に年間のスケジュールについては詳細に設計を行ってください。

- (2) 地域ブランドによる域内外での販売会・展示会等への出展
 - ①地域ブランドが全国的に認知されるように、首都圏を中心とした販売会・展示会等を実施します。最低、販売会・展示会等を首都圏で1度ずつ実施することとします。
 - ②展示会・販売会等の出展事業者との連絡・調整や商材の取りまとめ、ブース設営等を実施します。なお、販売会における会計対応は原則、委託事業者が行うこととします。
 - ③展示会における商談状況や成約状況の把握、販売会における売り上げの把握を実施します。
- (3) 展示会・販売会等で配布する地域ブランドや参加する事業者の紹介が掲載された紙媒体の広報資料の作成
 - ①(2)で実施する展示会・販売会等で配布することを主目的とし、地域ブランドの概要、参加している事業者の概要が分かりやすく記載されており、画像等が十分にあるものを作成します。
 - ②部数等は参加事業者の数、イベントの種類に応じて委託者と協議を行い、決定することとします。
- (4) 専門家による地域ブランド全体及び個別事業者のフォローアップ
 - ①地域ブランドについて、令和元年度砂川市地域ブランド構築事業にて構築した「安心やすらぎ共和国 OASIS REPUBLIC-SUNAGAWA-BASE」の基本コンセプトからずれないように、地域ブランド全体のフォローについて、『(一社)地球MD 代表理事 山本聖氏』を本事業全体の総合コーディネーターとして複数回実施します。
 - ②個別事業者の商品開発・販路開拓に関する課題について、専門家を活用して複数回実施します。
- (5) 地元事業者へのブランド運営ノウハウの移転
 - ①当事業が終了した後、委託事業者が関与しなくとも、地域ブランドが自走することができるよう、地元事業者へ地域ブランドの運営ノウハウを移転します。
 - ②①について、必要なネットワークについても、地元事業者へ移転します。
- (6) 事業全体の進捗管理及び事業効果の測定
 - ①本事業の適切な実施体制を構築してください。事業実施期間中は構築した地域ブランドについて、進捗管理を適切に行うとともに、事業目的を達成することができるように助言を行うこととします。
 - ②本事業の進捗状況について月に1度程度、砂川市と協議の上、報告を行うこととします。
 - ③本事業修了後、参加者に対し、事業効果が算出可能なアンケートを作成し、集計した内容を報告書にまとめ、砂川市へ報告することとします。その際、個人情報等について適切な保護措置を講ずるものとします。
- (7) 再委託費の確定検査
再委託事業に要する経費処理については、証拠資料について、検査等を通じて厳密に管理を行うこととします。
- (8) 事業の広報
本事業のブランド化のため効果的な広報を行うこととします。
- (9) その他
本事業の実施については、必要に応じて砂川市と協議の上、進めることとします。

Ⅲ. 応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす法人となります。

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 砂川市と密接な連携がとれる体制を確保できること。
- (3) その他
 - ①本事業に関する委託契約を砂川市との間で直接締結できる法人であること。
 - ②砂川市が提示した委託契約書に合意すること。
 - ③砂川市の指示に速やかに従うことができること。
 - ④地域ブランド構築支援業務または類似した事業について実績を有すること。
 - ⑤砂川市に設置される審査委員会においてヒアリングを実施した場合、参加することが可能であること。
 - ⑥現在の主たる事業所所在市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ⑧受付期限内に、砂川市の「砂川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」第2の1の規定による指名停止を受けていないこと。
 - ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
 - ⑩総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
 - ⑪公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。

Ⅳ. 委託先の選定

1. 選定プロセス等

砂川市において、本公募に係る管理事務局の審査を行う審査委員会を開催し、以下の選定基準に基づき、管理事務局を決定します。

2. 選定方法

委託先は、上記Ⅲの要件を満たす法人から提出された事業申請書及び添付資料について、選定基準に基づき審査を行い、相対的に評価した上で決定します。ただし、審査委員会が必要と認めた場合は、ヒアリングの実施及び追加資料の提出を求める場合があります。

3. 選定基準

管理事務局の選定は、以下の選定基準に基づいて行います。

- (1) 委託業務に関する申請書及び提出書類の内容が本事業の意図と合致していること。
- (2) 委託業務に関する申請書及び提出書類に記載された事業の実施方法、内容等が優れており、適切かつ効率的な事業実施が行われるものであること。

(3) 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有すること。

【提出書類に記載する事項】

- ・事業全体のスケジュール案
- ・地域ブランドの磨き上げに関する具体的な方向性及び方法
- ・展示会・販売会等で配布する地域ブランドや参加する事業者の紹介が掲載された紙媒体の広報資料の作成に関する具体的な方向性及び方法
- ・地域ブランドによる域内外での販売会・展示会等への出展に関する具体的な方向性及び方法
- ・地域ブランドに関するPR用SNSの構築に関する具体的な方向性及び方法
- ・専門家による個別事業者及びブランド全体のフォローアップに関する具体的な方向性及び方法
- ・地元事業者へのブランド運営ノウハウの移転に関する具体的な方向性及び方法
- ・本事業の実施に当たって入手される個人情報や企業情報等の秘匿すべき情報の管理方法
- ・本委託業務に類似した業務に係る過去の実績
- ・その他本事業の実施に関して必要な事項

4. 採択予定数

1 法人とします。

V. 契約

1. 委託契約の締結

採択された法人（以下「委託候補者」という）と砂川市との間で委託契約を締結することとなります（採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定。）。なお、委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約する可能性があります。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合があります。

また、ブランドの磨き上げに関する専門家による研修等を除き、本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、砂川市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めません。

2. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、令和3年2月28日とします。

3. 委託事業規模

事業規模は8,039千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

なお、契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではありません。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがあります。

4. 委託費の支払い

完了払とします。（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行います。）

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わないこととします。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

5. その他

○委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがあります。

○委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとします。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとします。

VI. 応募要領

1. 公募期間等スケジュール

- | | |
|------------|---------------------|
| ①公募開始 | 令和2年4月 1日（水） |
| ②事前質問締め切り | 令和2年4月10日（金）（12時必着） |
| ③事前質問回答 | 令和2年4月15日（水） |
| ④公募締切 | 令和2年4月22日（水）（12時必着） |
| ⑤審査結果の連絡 | 令和2年4月30日（木）以降 |
| ⑥契約、事業開始予定 | 令和2年5月13日（水）以降 |

2. 応募にあたっての質問の受付について

(1) 受付期間 令和2年4月10日（金）正午まで

(2) 受付方法 質問事項等を質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで提出をお願いします
〔提出先〕

砂川市経済部商工労働観光課 担当：奥山 電子メール：m.okuyama@city.sunagawa.lg.jp

(3) 回答 質問者に個別に回答します。

3. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに砂川市（VII. 問い合わせ先参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「令和2年度砂川市地域ブランド構築支援業務に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理しないこともあります。

（提出書類と提出部数）

- ①事業申請書、別紙、様式1～3・・・正本1部＋写し5部
- ②定款・・・写し6部
- ③過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・写し6部
- ④パンフレットその他法人の概要が分かる資料・・・6部

※必要に応じて企画提案の内容が分かる書類（様式不問）を添付すること。

4. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知するものとし、採択、不採択についての問い合わせには対応しません。

VII. 問い合わせ先

砂川市 経済部 商工労働観光課 奥山

住所：〒073-0195 砂川市西6条北3丁目1番1号

電話：0125-54-2121

電子メール：m.okuyama@city.sunagawa.lg.jp

VIII. その他

- (1) 提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮するものとします。
なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 事業申請書等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給しません。
- (3) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (4) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に砂川市に報告すること。
- (5) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、砂川市からの受託事業であることを明示すること。
- (6) 本事業の経理を明確にするため、管理事務局は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (7) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (8) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。